

平成30年度 都市税財源の充実確保について

地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

地方における基金の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は、地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ず、国財政の健全化を優先した地方歳出の削減は断じて容認できない。

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

社会保障の基盤づくり

「社会保障・税一体改革」の実現に向けた消費税・地方消費税 10%への引上げについては、平成31年10月に確実に行うとともに、引上げ分の一部を活用する新たな政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、その策定に当たっては地方と十分に協議すること。

また、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等の施策推進に支障が生じることのないよう、税率が引き上げられるまでの間においても必要な財源を確保すること。

固定資産税の安定的確保

固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

特に、償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、期間の延長や対象範囲の更なる拡大は断じて行わないこと。

都市自治体は、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任で行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源である。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

市町村の役割に応じた森林環境税(仮称)の制度設計

森林環境税(仮称)は、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

平成 29 年 11 月

全 国 市 長 会